

1 原子力被災12市町村農業者支援事業の概要

1 概要

原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)において、**営農再開等を行うために必要な機械・施設や家畜等の導入を支援**します。

2 対象者（事業実施主体）

原子力被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う下記の方が対象となります。

- (1) 農産物の販売を目的とする農業者
- (2) 集落営農組織・団体
- (3) 農事組合法人
- (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (5) 特定農業法人及び特定農業団体
- (6) 認定農業者
- (7) 認定新規就農者
- (8) その他福島県知事が特に必要と認める者



3 対象地域

原子力被災12市町村の全ての区域を
対象地域としています。

事業を活用して、みんなで
地域農業を再開させましょう！



4 補助対象

原子力被災 12 市町村において事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成します。

(1) 農業用機械等の導入

農作物の生産、流通、販売に必要な機械等の導入



(2) 施設の整備等

農作物の生産に必要な施設の整備

(3) 施設の撤去

(2)の施設の導入に必要な撤去



(4) 果樹の新植・改植、花き・園芸作物の種苗の導入

果樹の新植・改植、花き・園芸作物の種苗の導入



(5) 家畜の導入

家畜(肉専用繁殖雌牛、純粋種豚等)の導入



5 補助率等

○対象となる経費の **3/4 以内**を補助します。

補助の**対象となる経費の上限は 1,000万円**です。

(補助金額の例：1,000万円×3/4=750万円)

※特に市町村が認めた場合、上限は 3,000万円となります。

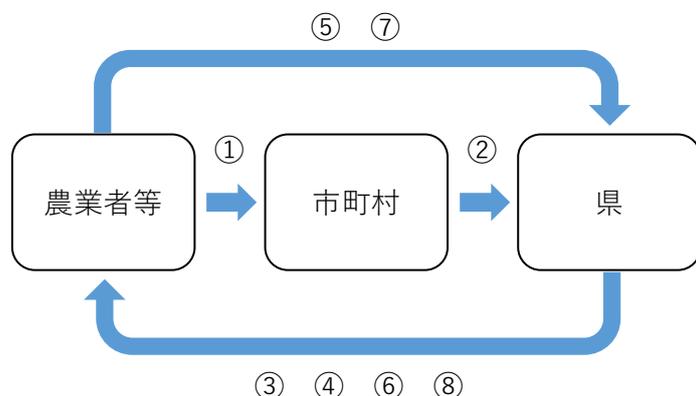
(補助金額：3,000万円×3/4=2,250万円)

※**果樹の新植・改植、家畜の導入に対する補助金額には上限があります。**

○予算額を超過した場合は、初回申請者（初めて本事業に申請する方）を優先して採択します。

また、予算額の範囲内で採択するため、補助率を下げて交付する可能性がありますので、ご承知ください。

6 申請等手続きの流れ



- ① 事業実施計画書提出
(市町村を経由)
- ② 確認書を添付し、
申請書類を県へ送付
- ③ 審査
- ④ 計画承認
- ⑤ 補助金交付申請
- ⑥ 補助金交付決定
- ⑦ 実績報告
- ⑧ 成果確認・補助金交付

※具体的な手順は 8 頁以降をご覧ください。

■原子力被災 12 市町村農業者支援事業の実施にあたっては、次の要綱等をよくお読みください。

- 「**原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱**」**国実施要綱**
事業の仕組み、実施にあたっての要件、補助対象の内容を定めたもの。
- 「**原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要領**」**国実施要領**
事業実施計画書様式、対象者、補助率などを定めたもの。
- 「**福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業事務取扱要領**」**県取扱要領**
計画の申請、事業の実施方法、事業終了後の手続きなどを定めたもの。
- 「**福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱**」**県交付要綱**
この事業に要する補助金の申請、請求などの手続きなどを定めたもの。
- 「**原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱**」**国交付要綱**

※福島県HPからご覧いただけます

福島県 12 市町村農業者

検索

■事業内容によっては、建築基準法に基づく確認、農地法、森林法、都市計画法等に基づく届出、許可などが必要となる場合があります。事前に県・市町村又は業者にお問い合わせください。

■令和 8 年度の事業実施期間は、交付決定後から令和 9 年 3 月 31 日（水）までです。事業実施期間内に事業完了していただく必要があります。

7 お問い合わせ先

- 福島県農業振興課 ☎024-521-7336
- 福島県県北農林事務所 ☎024-521-2603
- 福島県県中農林事務所 ☎024-935-1301
- 福島県県南農林事務所 ☎0248-23-1561
- 福島県会津農林事務所 ☎0242-29-5301
- 福島県南会津農林事務所 ☎0241-62-5644
- 福島県相双農林事務所 ☎0244-26-1148
- 福島県いわき農林事務所 ☎0246-24-6154